

大切なお知らせです

# 指定給水装置工事事業者 指定更新制導入について

令和元年  
10/1～

「水道法の一部を改正する法律」が令和元年 10月 1日に施行されることに伴い、指定給水装置工事事業者制度は5年ごとの更新が必要となります。

**Q. 現在、指定給水装置工事業者に指定されており、制度が始まる 10月 1日の時点で 5年を超えますが、すぐに手続きが必要ですか？**

A. 現行制度で指定を受けている指定給水装置工事事業者の皆さまは、指定を受けた日によって、下表のとおり初回の更新までの有効期間が異なります。有効期間内に指定の更新の手続きをしてください。

北方町から指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成 10年 4月 1日～平成 11年 3月 31日	令和 2年 9月 29日までの 1年間
平成 11年 4月 1日～平成 15年 3月 31日	令和 3年 9月 29日までの 2年間
平成 15年 4月 1日～平成 19年 3月 31日	令和 4年 9月 29日までの 3年間
平成 19年 4月 1日～平成 25年 3月 31日	令和 5年 9月 29日までの 4年間
平成 25年 4月 1日～令和 元 年 9月 30日	令和 6年 9月 29日までの 5年間

**Q. 指定の更新に係る手数料は、いくらですか？**

A. 新規指定時と同じ 14,000円です。

**Q. 指定の更新は、要件が変更になりますか？**

A. 指定更新時の要件は、新規申請時と同じ次の 3項目です。

- ① 給水装置工事主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第 25 条の 3 で規定する欠格要件に該当しない者

**Q. 指定の更新には、どんな書類が必要になりますか？**

A. 新規申請時と同様の書類が必要となります。

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（別表 機械器具調書を含む。）
- ② 誓約書
- ③ （法人の場合）定款及び登記事項証明書  
（個人の場合）住民票
- ④ 選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）

裏面に続きます →

※ ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

 北方町役場 上下水道課 ☎ 058-323-1112

**Q. 指定の更新で指定番号は変わりますか？**

A. 指定番号は、新規申請時に取得された番号をそのまま継続しますので、変更はありません。

**Q. 指定給水装置工事事業者証に変更はありますか？**

A. これまで記載のなかった指定の有効期間が記載されるようになります。

**Q. 他に指定の更新で必要になることはありますか？**

A. 改正された水道法の主旨に従い、法令に規定する事業の基準及び運営の基準について、次の4項目の確認を行います。

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ② 業務内容（営業時間、漏水修繕対応可否、宅内・宅外工事の対応可否）
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

**Q. 上記の確認は、どのように行うのですか？**

A. 確認のために次の資料をご用意ください。

- ① 講習会の受講終了証等
- ② 外部研修の受講実施履歴等（※ 自社研修の場合は証明不要です。）
- ③ 施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

**Q. 指定の更新について、役場からの連絡はありますか？**

A. 初回更新の申請期間については、対象となる指定給水装置工事事業者様にダイレクトメールでお知らせします。なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意ください。

**Q. 指定の更新をしないとどうなりますか？**

A. 有効期間内に指定の更新の手続をせず、有効期間が過ぎてしまった場合は、指定の効力は失われます。

**Q. 指定の手続には、どれくらいの期間が必要になりますか？**

A. 指定の手続に係る標準処理期間は、指定申請書類を受け付けた日から15日です。期間に余裕を持って、申請してください。

**Q. 指定を受けてから住所や代表者を変更したのですが？**

A. 各種変更届の提出は、変更のあった日から30日以内となっています。変更の届出がされていない場合は、指定の更新ができないことがあります。また、変更の届出をしないときは、指定を取り消す場合があります。速やかに変更手続を行っていただきますようお願いいたします。